

様式第二十一（第13条関係）

事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和2年3月13日

2. 認定事業者名

東京電力ホールディングス株式会社
東京電力リニューアブルパワー株式会社

3. 事業再編の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

(価値観)

低炭素社会の実現という目標に向けて、自然の恵みを最大限に活用し、安定的に低廉な電気をお届けすることで、世界を持続可能な未来へと導いていく。

(ビジネスモデル)

今後、国内外で600～700万kWの総開発規模を目指して、再生可能エネルギーの主力電源化を推し進め、2030年度の利益目標として1,000億円を目指す。

(戦略)

当社グループの再生可能エネルギーの認知度向上を志向した再生可能エネルギー電源への特化、国内外のパートナーとの連携や大規模な投資等に対する迅速な意思決定のための責任と権限の明確化、それを支える資金調達の柔軟化を目的として、再生可能エネルギー発電事業を分社化する。

(持続可能性・成長性)

東京電力グループとして福島への責任を貫徹するため、「稼ぐ力」を向上させ企業価値を高めることが必要である。事業再編により再生可能エネルギー電源を切り出し、環境先進企業への販売を通して利益拡大を図る。また、脱炭素化などの事業環境の変化を捉え、再生可能エネルギーを主力電源化し、燃料・火力発電事業に並ぶ「柱」として国内外で推進する。

(ガバナンス)

執行部門の責任と権限を明確化し、意思決定を迅速にできる体制を整備する。また、監査部門を新設し、再編計画の進捗状況を適切にモニタリングできる体制を構築する。

以上より、再生可能エネルギー電源の再整備等により、生産性向上ならびに付加価値創出を図り、企業価値の更なる向上を目指します。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2024年度には2018年度に比べて、修正ROAを4.1%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、2024年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの0.9倍、経常収支比率は225.5%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

「再生可能エネルギー発電事業」

<選定の理由>

新々・総合特別事業計画のとおり、福島への責任を全うするためには、企業価値向上が不可欠であり、10年以降平均で廃炉・賠償に必要な費用捻出を含め、純利益として4,500億円の利益創出が必要である。

関係会社も含め、既存電気事業により3,000億円程度は定常的に見込めたとしても、1,500億円の利益ギャップを埋めるため、再生可能エネルギー発電事業で1,000億円規模の利益を得られる事業に育てたい。

分社化により電源サイドで再生可能エネルギーの純化を図り、環境意識の高いお客様、CO2フリーなら高く購入するというお客様に訴求し、再生可能エネルギー価値を活かした利益拡大を目指す。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

東京電力ホールディングス株式会社は、「再生可能エネルギー発電事業」を会社分割の方式によって2020年4月1日を効力発生日として、100%子会社である東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させる。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

- ・再生可能エネルギー発電事業

<分割会社>

名称：東京電力ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

代表者の氏名：代表執行役社長 小早川 智明

資本金：1,400,975 百万円

<承継会社>

名称：東京電力リニューアブルパワー株式会社

住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

代表者の氏名：代表取締役社長 小林 功

分割前の資本金：5 百万円

分割後の資本金：1,000 百万円

発行する株式を引き受ける者：東京電力ホールディングス株式会社

分割予定日：2020年4月1日

(事業の分野又は方式の変更)

成長事業の柱の一つとして取り組む再生可能エネルギー発電事業は、パリ協定に代表されるように、地球温暖化対策として化石燃料を抑えていく必要性や、企業のRE100表明など再生可能エネルギー電源を調達するニーズが今後一層高まること、また、アジア、アフリカで都市化、産業化が進む中、エネルギー源として、再生可能エネルギーが主軸になるといった世界的な再生可能エネルギーの主力電源化という潮流シフトに沿ったものであり、グループ一体となって、再生可能エネルギー事業を国内外で主力化するに値する重要な事業分野であると考えている。

分社化する再生可能エネルギー発電事業は、国内水力事業をベースに、今後、洋上風力事業と海外水力事業を重点に展開していく計画である。また、国内水力事業においては、経年が進んでいる水力発電所の改修、新設を推進し、再生可能

エネルギー電源の維持・拡大を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力リニューアブルパワー株式会社

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項
該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表1のとおり

5. 事業再編の実施時期

(1) 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2020年4月

終了時期：2025年3月

(2) 毎事業年度の実施予定

別表4のとおり

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（2019年7月1日時点）

東京電力ホールディングス株式会社 972名※

東京電力リニューアブルパワー株式会社 0名

※ 再生可能エネルギー発電事業に従事する従業員数

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

東京電力ホールディングス株式会社 0名※

東京電力リニューアブルパワー株式会社 1,051名

※ 再生可能エネルギー発電事業に従事する従業員数

(3) 新規に採用される従業員数

東京電力ホールディングス株式会社 17名※

東京電力リニューアブルパワー株式会社 220名

※ 再生可能エネルギー発電事業に従事する従業員数

(4) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数 198名

転籍予定人員数 848名

解雇予定人員数 0名

別表 1

1. 事業構造の変更、事業の分野又は方式の変更の内容、期待する支援措置

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第 2 条第 1 1 項 第 1 号の内容		
ロ 会社の分割	<p>①分割会社 名称：東京電力 ホールディングス株式会社 住所：東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号 代表者氏名：代表執行役社長 小早川 智明 資本金：1,400,975 百万円</p> <p>②承継会社 名称：東京電力 リニューアルパワー株式会社 住所：東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号 代表者氏名：代表取締役社長 小林 功 分割前の資本金： 5 百万円 分割後の資本金：1,000 百万円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者： 東京電力 ホールディングス株式会社</p> <p>④分割予定日： 2020 年 4 月 1 日</p>	<p>租税特別措置 法第 80 条第 1 項第 3 号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置 法第 80 条第 1 項第 6 号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
法第 2 条第 1 1 項 第 2 号の要件		
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	<p>経年が進んでいる水力発電所を最新型水車発電機等 に取替えるなどのリプレース（以下、水カリプレース） と、新設の水力発電所の建設（以下、新設）を進める。 2024 年度には、水カリプレース後と新設後の合計発電 電力量を、水カリプレース前および新設前のそれから 8.2%増加させる。結果として、競争力のある水カリ プレース・新設電源による売上を全体の 10%以上に上 昇させることを目標とする。</p>	

2. その他支援措置についての内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
—	<p>今回の再編により、最新の水力発電設備、風力発電設 備の投資を計画しております。この設備投資資金に対 する融資措置を希望しております。</p>	<p>第 37 条（公庫 の行う事業再 編促進円滑化 業務）</p>